



平成28年8月2日

各 位

会 社 名 古河電気工業株式会社
代表者名 取締役社長 柴田 光義
(コード番号 5801 東証第1部)
問合せ先 IR・広報部長 増田 真美
(TEL. 03-3286-3050)

業績連動型株式報酬制度導入の詳細決定に関するお知らせ

当社は、役員報酬として新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）を導入することを本年5月に公表し、平成28年6月27日開催の第194回定時株主総会において本制度の導入を決議しております。本日開催の取締役会において、本制度を運用するための信託（以下、「本信託」といいます）を下記のとおり設定することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の背景および目的

当社では、業績への連動性をより高めるとともに、中長期的な企業価値の向上にも資するような報酬体系とするべく、固定額で支給される部分を減額し、業績に連動して支給額が増減する部分が増えるように役員報酬体系を改定し、平成28年7月以降に支給する役員報酬から適用しております。改定後の役員報酬体系は、基本報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬から構成され、報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位により異なるものの、概ね3割乃至5割となります。

このうち、中長期業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役ならびに執行役員およびシニア・フェロー（以下、併せて「取締役等」といいます。）に対して、その退任時に当社株式等を支給する本制度を内容としております。

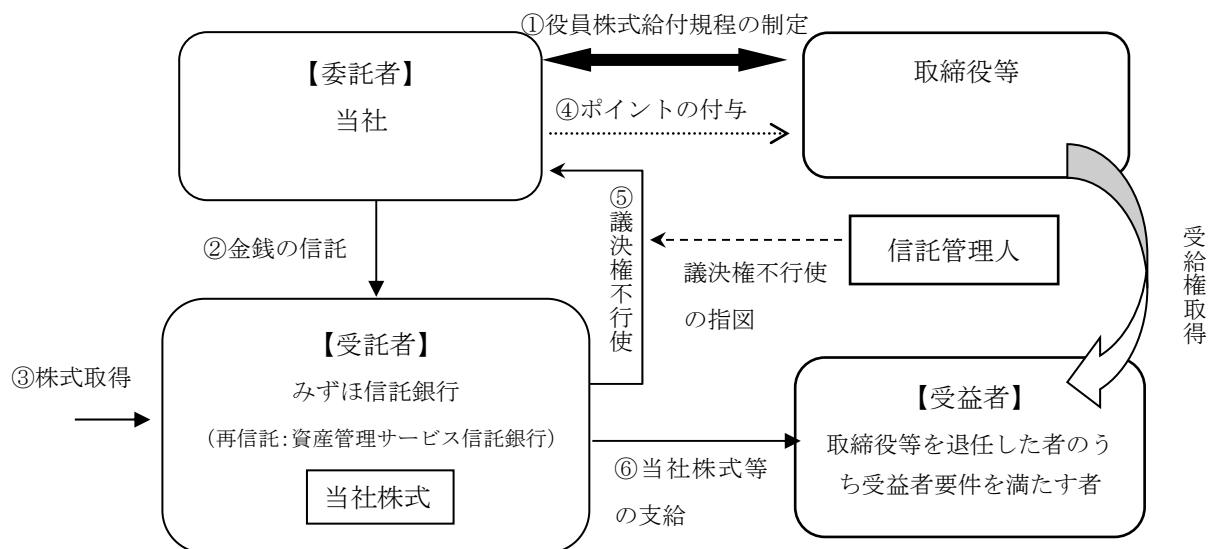
2. 本信託について

- (1) 名称：株式給付信託（BBT）
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- (4) 受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者（弁護士）
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日：平成28年8月8日
- (8) 金銭を信託する日：平成28年8月8日
- (9) 信託の期間：平成28年8月8日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

3. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金員の額：347 百万円
- (3) 取得株式数の上限：1,750,000 株
- (4) 株式の取得方法：取引市場より取得
- (5) 株式の取得期間：平成 28 年 8 月 8 日～平成 28 年 8 月 18 日（予定）

<ご参考；本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を支給します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の支給に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を支給します。

以上